

【アメリカ】連邦航空局(FAA)授権法成立

海外立法情報課・廣瀬 淳子

* 連邦航空局(FAA)の今後 4 年間の活動を授権する法律が、2012 年 2 月 4 日、大統領の署名を経て成立した。主要な論点は、地方の小規模空港への補助金の継続や労組に関する条項であった。4 年間の授権法が成立したことで、FAA の予算が安定的に継続できることになる。

成立までの経緯

連邦航空局(Federal Aviation Administration: FAA)は、連邦運輸省のもとに置かれ、航空管制や民間航空機の安全規制等を所管する機関である。

2007 年度までの 4 年間分の予算を授権する 2003 年連邦航空局授権法(P.L.108-176、以下「2003 年法」)が 2003 年に成立してから、労組に関する条項などが論点となり、以後 4 年間の授権法が成立しない事態となった。この間 2003 年法を 23 回短期に延長して対応してきたが、2011 年 7 月から 8 月には、予算切れから FAA の一部の窓口が約 2 週間閉鎖され、FAA の 4,000 名近い職員が自宅待機となった。

FAA の授権法である 2012 年 FAA 近代化改革法は、2012 年 2 月 14 日に成立した(P.L.112-95)。同法により、2015 年度まで 4 年間安定的に予算が継続することになり、28 万人の雇用が創出・維持される(注)。

法案審議の主要な論点は、航空業界や鉄道業界の労組への全米調停委員会(National Mediation Board: NMB)規則の適用の可否、ロナルド・レーガンワシントンナショナル空港の長距離便の発着枠の拡大、利用者が非常に少ない地方の空港へ運航する航空会社への補助金の存続などであった。

主要な条項

2012 年法の主要な条項は、次のとおりである。

・授権額

2012 年度から 2015 年度までの 4 年間に、総額で 634 億ドルを連邦航空プログラムに授権する。内訳は、空港改善プログラムに 134 億ドル、FAA の運営に 383 億ドル、FAA の施設装備勘定に 109 億ドル等である。

2015 年 10 月 1 日まで、現行の航空燃料税や航空券税、航空貨物税等の税率を維持する。FAA への登録や申請等に新たな手数料を課す。

空港定期航空路信託基金(Airport and Airway Trust Fund: AATF)を引き続き空港財源等とすることを認める。AATF は 1970 年空港定期航空路歳入法によって設けられた信託基金で、航空券税等を財源とするものである。

・航空管制システム

地上のレーダーによる航空管制システムから、衛星を利用した GPS(全地球測位シ

システム)技術に基づいた次世代航空管制システム(NextGen)を、全米で 35 の大規模空港に 2015 年までに導入するための実施計画を FAA 局長は策定し、進捗に関する年次報告書を連邦議会に提出しなければならない。FAA 局長は、5 年間を任期とする NextGen 首席担当官を任命しなければならない。また、正確な航空管制のために、航空機の遅延を減少させ、燃料効率を改善し、安全性を向上させる基準を設定する。

航空管制近代化監視委員会を設置して、FAA の航空管制の近代化を監視する。

- ・ロナルド・レーガンワシントンナショナル空港

長距離便の発着枠を一日当たり 8 往復分増やす。

- ・小規模空港への運航の補助金

利用者の少ない地方の小規模空港へ運航する航空会社への補助金(Essential Air Service Program: EAS)は、継続する。ただし、利用者一人当たりの補助金の上限を設定し、対象地域も限定する。

下院法案には補助金を 3 年間で廃止する条項が盛り込まれていたが、最終的に継続されることになった。

- ・労組

FAA 職員に対して、労働争議の新たな解決手続を導入する。FAA とその交渉団体が合意に達しない場合は、連邦調停幹旋局(FMCS)を利用することができる。

航空や鉄道業界職員が組合を組織しやすくした 2010 年の NMB 規則の適用を維持する。

労組の選挙実施要求請願に必要な組合員数の要件を、35%から 50%に引き上げる。

- ・海外航空機修理拠点

認定海外航空機修理拠点への FAA の年次検査制度を確立し、検査を強化する。

FAA は航空機修理拠点の職員に、外国政府との協定に基づいてアルコールと薬物の検査を実施しなければならない。

- ・航空安全強化策

ヘリコプターによる緊急医療サービスの乗員、医療スタッフ、患者の安全性改善のために、FAA の安全規制を強化する。

- ・操縦士免許

FAA は、操縦士免許証を変造しにくいものとし、生物学的認証などを含むものとしなければならない。また偽造免許証や変造免許証を識別する方法を開発しなければならない。

注(インターネット情報は、2012 年 4 月 23 日現在である。)

- ・U.S. Senate Committee on Commerce, Science, and Transportation, “FAA Modernization and Reform Act of 2012.” <<http://commerce.senate.gov/public/index.cfm?p=Legislation>>より

参考文献

- ・Nathan Hurst, “Stalemate Ends for FAA Reauthorization,” *CQ Weekly*, February 6, 2012, p.246.